

評価実施事業総括表

所管課	事業名	路線又は箇所名等	再評価の理由	対応方針	事業主体	備考
下水道課	印旛沼流域下水道事業	印旛処理区		継続	県	
"	成田市公共下水道事業	印旛処理区、 根木名川第1排水区他		継続	市	
"	佐倉市公共下水道事業	印旛処理区、 上高野排水区他		継続	市	
"	習志野市公共下水道事業	印旛処理区、津田沼処理区、 実籾排水区他		継続	市	
"	八千代市公共下水道事業	印旛処理区、 八千代排水区他		継続	市	
"	四街道市公共下水道事業	印旛処理区、 千代田排水区他		継続	市	
"	八街市公共下水道事業	印旛処理区		継続	市	
"	酒々井町公共下水道事業	印旛処理区、 高崎川左岸第9排水区他		継続	町	
"	印旛村公共下水道事業	印旛処理区、 印旛本埜排水区他		継続	村	
"	市原市公共下水道事業(雨水)	松ヶ島排水区他、 若宮都市下水道		継続	市	
"	銚子市公共下水道事業	芦崎処理区、 和田排水区他		継続	市	
"	木更津市公共下水道事業	木更津処理区、 中央第1排水区他		継続	市	

再評価の理由:

事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業

事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年超で、かつ事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業であって、予備的な検討を行った結果、再評価が必要とされた事業

再評価実施後一定期間(5年・10年)が経過している事業(再再評価事業)